

仙台市発注工事について、 前金払の割合を引き下げます

令和4年6月
仙台市契約課

地方自治法施行令及び同法施行規則の改正に対応し、
東日本大震災に伴う特例措置を一部変更します。

〈工事請負の特例措置〉

- ◎前金払の割合を請負金額の「10分の5以内」から「10分の4.5以内」とします。
(低入札価格調査対象契約は従来どおり10分の2以内)

〈土木・建築設計、工事監理、測量業務委託等の特例措置〉

- ◎前金払の割合を請負金額の「10分の4以内」から「10分の3.5以内」とします。

〈実施時期〉

- ◎今回の特例措置は令和4年6月10日以降の契約分から実施します。

〈契約書の取扱い〉

- ◎従来の契約書に、別記(読替特則)を添えることにより対応します。

【お問い合わせ先】

財政局契約課工事契約係 電話 022-214-8125